

## 復興事業の確実な推進及び 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

陸前高田市は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により多数の尊い命が失われるとともに、社会資本である道路や鉄道、また、地域経済を支える企業や水産業、さらには市街地のすべての家屋や医療機関が失われるなど壊滅的な被害を受けました。震災前には 23,000 人を超えた人口も現在 20,000 人を割り込み、人口減少や高齢化、復興が長期化することによる社会経済活動の停滞が切実な課題となっております。

現在、国においては三陸沿岸道路を「復興道路」として位置付け、早期整備に向けて事業を進めております。平成 31 年夏には、釜石市でラグビーワールドカップが開催され、さらに津波復興祈念公園・震災津波伝承施設・新「道の駅」が開業予定です。陸前高田市が未来永劫存続していくためには、交流人口の拡大が必要不可欠であり、地域間交流を促進させ、社会経済活動を活性化させる道路のストック効果が大いに期待されるところです。しかし、三陸沿岸道路の岩手県内の開通率は約 3 割、宮城県内の開通率は約 7 割と道半ばの状況であり、三陸沿岸道路の早期全線開通が必要です。

また、住民が安全・安心な生活を確保するためには、地域交通の核となる道路網の整備や既存の道路施設の老朽化対策が必要であり、それらに伴う国費率のかさ上げ等の支援の拡充や十分な予算の確保が不可欠です。

東日本大震災からの早期復興を果たし、誰もがいきいきと暮らすことができる「ノーマライゼーションという言葉のいないまち」を実現するため、次の事項について強く要望するものです。

1. 三陸沿岸地域の早期かつ確実な復興、津波等災害時において「命の道」となる道路網の確立、ラグビーワールドカップや復興祈念公園を契機とした交流人口の拡大など社会資本のストック効果を早期に発揮させるため、復興のリーディングプロジェクトである「復興道路」の全線早期完成を図ること。また、そのために必要な予算を通常予算とは別枠で継続的に十分確保すること。
2. 被災地における復興事業が完了するまでの間、復興交付金制度及び震災復興特別交付税による財政支援を継続し、安定的かつ十分な復興関連予算を確保すること。
3. 道路施設の老朽化対策や地域の道路整備を着実にを行うため、「道路整備事業に係る

財政上の特別措置に関する法律」の補助率等のかさ上げ措置を継続するとともに、地方の財政状況に応じた支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年11月30日

岩手県陸前高田市議会